

平成 16 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 東洋機械金属株式会社
代表者名 取締役社長 保 田 勲
(コード番号 6 2 1 0 大証第 2 部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 二見泰博
(TEL. 0 7 8 - 9 4 2 - 2 3 4 5)

新株予約権方式によるストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 16 年 6 月 22 日開催予定の当社第 1 3 0 回定時株主総会（以下「本総会」という。）に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプション目的で当社の取締役及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行いたします。なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込をすべき金額は下記要領 2. (5)に定めるとおり時価を基準とした価格としています。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役及び従業員ならびに当社国内子会社の取締役

(2) 発行する新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 260,000 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割(又は併合)の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

260 個（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 1,000 株。ただし、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権の目的たる株式 1 株あたりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価格が新株予約権発行日の前日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 対象者は、権利行使時においても、当社、当社子会社又は当社関連会社の取締役、監査役もしくは従業員の状態にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められない。
- ③ 新株予約権の相続人による当該新株予約権の行使は認められない。
- ④ その他権利行使に関する条件については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議により決定し、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるものとする。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合には、新株予約権を無償で消却することができる。
- ②対象者が権利行使する前に、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権の行使が不可能となった場合、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(10) 細目事項

新株予約権に関する細目事項については、本総会以降に開催される取締役会決議により定める。

以 上

(注) 上記内容については、平成 16 年 6 月 22 日開催予定の当社第 130 回定時株主総会において、「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。